

狂犬病予防注射について



 飼い犬には、年1回の狂犬病予防注射を！

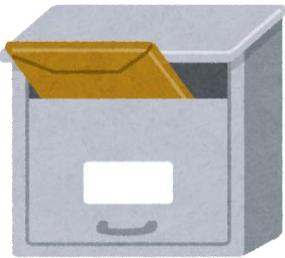
4月1日～6月30日の間に必ず受けましょう。

(狂犬病予防法施行規則 第11条)

生後3か月以上（91日以上）の犬には、

狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。（狂犬病予防法 第5条）

犬を登録している飼い主様に、毎年4月1日を目途に狂犬病予防注射のお知らせを発送しています。



※ 犬の体調の良い時に近くの動物病院で狂犬病予防注射を受けて、

獣医師が発行した注射済証明書を持参のうえ、保健センター等で注射済票の交付（550円）を受けてください。

（動物病院によっては申請の代行があります）

※ 注射済票の交付申請は、府中市ホームページのオンライン申請フォームからも手続きができます。

※ 病気治療中などの理由で、獣医師が狂犬病予防注射の実施を不適当と判断した場合は、獣医師の発行する診断書（狂犬病予防注射実施猶予証明書）を手続き窓口に届け出てください。

狂犬病予防注射持ち物

- 1 狂犬病予防注射済票交付申請書（色付・バーコード入りのもの）
- 2 狂犬病予防注射予診票（切り離し、内容を事前に記入）
- 3 狂犬病予防注射料（動物病院によって異なります）



鑑札と合わせて、必ず犬の首輪に着けてください

犬鑑札や注射済票を犬に着けていない場合、捕獲の対象となり、また、20万円以下の罰金を科せられことがあります。

済票を紛失した場合は、保健センター等で再交付申請をしてください。
(再交付手数料 340円がかかります)



府中市注射済票